

施設名	指定管理者	指定期間
佐屋西児童館	社会福祉法人美和多福社会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで (5年間)
市江児童館	社会福祉法人市江福社会	
北河田児童館	ホームックス株式会社 名古屋支店	
西川端児童館	社会福祉法人西川端保育園	
八輪子育て支援センター	社会福祉法人白百合福社会	

指定管理者決定

「子育て支援課 ☎(55)71118
令和5年6月14日～7月14日に募集
しました、次の施設の管理運営を行う
「指定管理者」が決定しました。

野焼きなどの焼却行為は
法律で禁止されています！

問 環境課 ☎(55)71114

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
により廃棄物の屋外焼却(野焼き)は禁
止です！

▼禁止行為▼

- ・ごみをそのまま積み上げて燃やす
- ・穴を掘って燃やす
- ・ブロック積み等の炉、家庭用の焼却炉や
ドラム缶、一斗缶などで燃やす
- ・違反すると5年以下の懲役または1
千万円以下の罰金もしくはその併科に
処せられます。家庭ごみは市のごみ収
集日に出してください。

【法律で例外とされている焼却の例】

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行
うために必要な廃棄物の焼却
(どんど焼きなどの地域行事における
焼却など)
- ・農業、林業または漁業を営むためにや
むをえないものとして行われる廃棄物
などの焼却
(害虫駆除のための稲わら焼却など)
- ※廃びニールなどの焼却は不可
- ・たき火その他日常生活を営む上で通
常行われる焼却であって軽微なもの
(たき火、キャンプファイヤーでの木く
ずの焼却など)
- ※軽微なものとは、煙や臭いなどが近
所の迷惑にならない少量なもので、周
辺地域の生活環境に「著しい影響」を与
えない焼却

「快適な生活環境の維持確保のお願い」
焼却の例外扱いとされている場合で
あっても、風向きや燃やされる量、時間
帯などにより近隣住民から「煙がくさ
い」「洗濯物に臭いがつく」などの連絡
がありますと、軽微なものとはみなさ
れず、行政指導の対象となることがあ
ります。

また、周辺の状況によっては、火災の
原因になることも考えられます。

例外行為であっても焼却をされる方
の都合だけではなく周辺地域の生活環
境に配慮する必要があります。



特定工場をお持ちの事業者の皆さまへ
工場敷地内の緑地率等を緩和しました

問 企業誘致課 ☎(55)71127

愛西市工場立地法地域準則条例を令
和6年1月1日より施行し、工場立地
法による緑地などの設置基準を緩和し
ました。事業の拡大や新規立地の際の
ご参考としてください。

▼対象/敷地面積が90000㎡以上ま
たは建築面積の合計30000㎡以上の
製造業などに係る工場または事業所
(特定工場)

▼内容/対象区域における緑地・環境
施設(※1)の敷地面積に対する割合や
重複緑地(※2)の基準を、国が定める
基準に代えて表のとおり定めます。

市が定める基準

対象区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率※3
準工業地域	10%以上	15%以上	50%以内
工業地域	5%以上	10%以上	
市街化調整区域			

※1 環境施設…緑地およびこれに類する施設で工場周辺地域の生活環境保持に寄与するよう
(に管理がなされるもの(噴水、運動施設、太陽光発電施設など))

※2 重複緑地…他の施設と重なって設置する緑地(緑化駐車場、建築物の屋上緑化や壁面緑化など)

※3 重複緑地算入率…緑地面積に含めることが出来る重複緑地の割合

▼その他/緑地率などの緩和に合わせ
て、市の考え方を示したガイドライン
を策定しましたので、ご協力をお願い
します。なお、ガイドラインは市ホーム
ページでご覧いただけます。

